

男女ハートフル 共生プラン

概要版

～茂原市男女共同参画計画(第3次)～



平成28年3月
茂原市

はじめに

今日、わが国は、少子高齢化が過去に例を見ないほどのスピードで進展し、また、市民生活を取り巻く社会経済環境は目まぐるしく変化しています。労働形態や家族形態も様変わりし、個々のライフスタイル・価値観も多様化しています。

このような中、男性も女性もお互いを尊重し合い、一人ひとりが性別にかかわらず責任と喜びを分かち合う「男女共同参画社会」の実現は、わが国における最重要課題の一つであります。また、4月からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性のこれまで以上の活躍が期待されているところです。

本市では、平成16年に「茂原市男女共同参画計画（第1次）」を、平成23年には第2次計画を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

計画の進行管理にあたっては、毎年度、事業の進捗状況について、担当課による1次評価、庁内組織による2次評価を実施し、平成25年度より、市議会・各団体の代表及び公募市民で構成される「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」による3次評価を取り入れました。評価結果につきましては、翌年度の事業に反映し、男女共同参画施策の効果的な推進につなげております。

本市では、これまでの取り組みの成果を把握するために平成25年度に実施しました「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の調査結果とこれまでの実績を踏まえ、ここに「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第3次）～」を策定いたしました。

この第3次計画では、1次計画・2次計画を引き継ぎ、基本理念を「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」とし、すべての人が、職場・地域社会・学校・家庭などのさまざまな分野において、心豊かに個性と能力を発揮でき、充実した人生を送ることができるよう、市民ニーズやライフスタイルの変化も踏まえ、新しい施策も盛り込みました。

男女共同参画社会の実現は、行政だけでなし得るものではありません。市民、企業及び各団体等が一体となって取り組むことが不可欠ですので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に際し貴重なご意見・ご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」の委員の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

平成28年3月

茂原市長 田中豊彦



第3次計画策定の趣旨

本市は、市民一人ひとりが性別に関わらず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しており、2004年（平成16年）に第1次計画を、2011年（平成23年）に第2次計画を策定しました。

第2次計画の成果を引き継ぎ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立った2016年（平成28年）からの新たな市民共通の目標と行動の指針となる「第3次茂原市男女共同参画計画」を策定するものです。

計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本計画として位置づけるものとします。
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画として位置づけるものとします。

計画の期間

この計画の期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間とし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて随時見直しを行い、事業の効果的な推進を図ります。

計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたっては、市民の皆様に親しみを持っていただけるよう愛称を募集し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。第3次計画の策定にあたっては、第2次計画の成果及び基本的理念を踏襲することから、計画の名称は、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第3次）～」とします。

計画の基本理念

女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと

女性も男性も性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を形成していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、男女共同参画社会の実現に向けて自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていくという「共生」・「共創」*の精神を培っていくことが必要です。

市民や団体、企業と行政が手を携え、男女がともに喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」を理念に掲げ、男女共同参画社会づくりを推進します。
※「共生」と「共創」は、本市の基本構想におけるまちづくりを進めるにあたっての考え方です。

計画の推進

茂原市男女共同参画計画（第3次）を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへのさらなる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体、企業等の連携を図りながら進めます。

（1）推進体制の整備

第3次計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

庁内においては推進委員会を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めます。また、関係各課で取り組んでいる各事業の進捗よく状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

さらに、有識者等からなる推進協議会により外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。

（2）関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたるため、法律や制度の見直しなど、市行政の権限を超えるものについては国、千葉県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

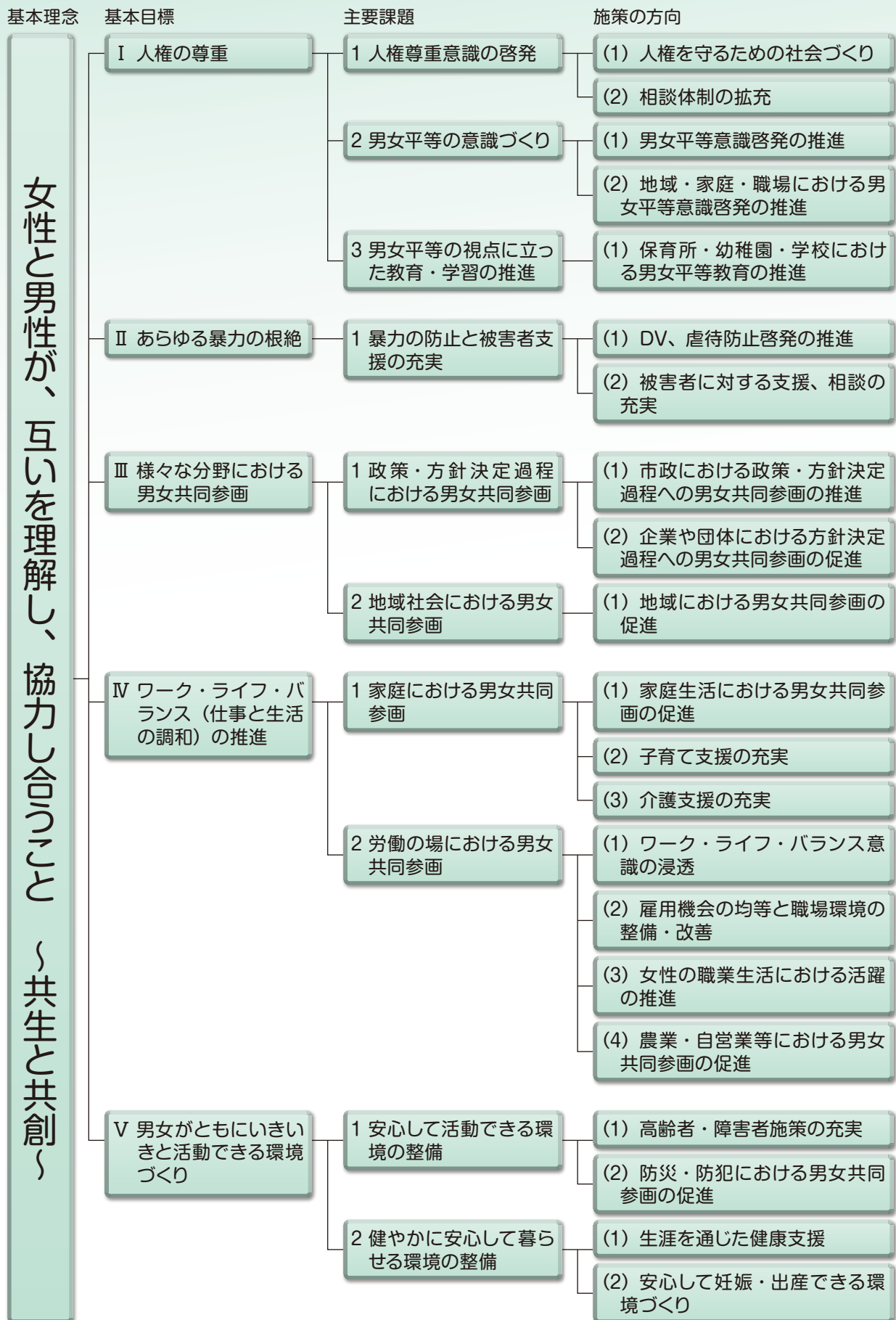
（3）調査研究・情報提供の充実

第3次計画を効果的に推進するため、引き続き市民の意識、企業・団体の意見や実態などを調査研究・分析し、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには市民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識啓発、広報もばらや茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供に努めます。

また、男女共同参画計画の強化と諸施策を進める根拠となる男女共同参画条例制定を目指し、先進事例の調査研究に努めます。

施策の体系



基本目標Ⅰ 人権の尊重

日本国憲法には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関する様々な法制度が整備されてきました。

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女がともにひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。

社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

主要課題1 人権尊重意識の啓発

【施策の方向】

(1) 人権を守るための社会づくり

- 男女共同参画の視点に立って人権尊重意識の啓発及びセクハラ・パワハラ等の防止に努めます。

(2) 相談体制の拡充

- セクハラ・パワハラを含むあらゆる人権侵害を根絶するため、人権侵害に関する相談の充実などに努めます。

主要課題2 男女平等の意識づくり

【施策の方向】

(1) 男女平等意識啓発の推進

- 男女平等意識の啓発に努めます。また、表現に関するガイドラインについて、メディア・リテラシーの観点も踏まえ、市の刊行物の作成等あらゆる場面においてその遵守に努めます。

(2) 地域・家庭・職場における男女平等意識啓発の推進

- 家庭内での男女平等意識の啓発を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。
- 男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。
- 自治会活動やボランティア活動などの地域活動における男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。

主要課題3 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

【施策の方向】

(1) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

- 保育所、幼稚園および学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重、男女平等教育を推進します。また、教職員等に対する男女共同参画に関する意識のさらなる啓発を図ります。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は、身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に私たちの身近に起こりうるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するといったことも課題となっています。

このため、あらゆる暴力をなくすための啓発運動の推進を図るとともに、早期発見に向けた関係機関との情報交換や連携体制の強化、被害者に対する支援や相談の充実に努めます。

主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実

【施策の方向】

(1) DV、虐待防止啓発の推進

- DVを根絶するための意識啓発やDVに対する相談の充実等に努めます。

(2) 被害者に対する支援、相談の充実

- DV被害者支援のため関係機関との連携を強化し、情報の共有・情報漏洩の防止に努めます。



※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を平成13年に制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

基本目標Ⅲ 様々な分野における男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任を共に担っていくことが重要です。

今後は、市政における政策・方針の決定に際して、男女双方の意見が反映されるよう、環境の整備をこれまで以上に進めるとともに、企業や団体においても性別にとらわれず意欲と能力に応じた登用が行われるよう、方針や意思決定の過程において男女共同参画を推進する必要があります。

また、暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、男女が共同して地域社会における活動に参画し、まちづくりを進めることが重要です。

主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画

【施策の方向】

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- 市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

- 企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。

主要課題2 地域社会における男女共同参画

【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画の促進

- 地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女共同参画社会の実現のためには、家庭と労働の場において男女が対等なパートナーとして協力し合い、かつ責任を共に担っていくことが重要です。

現代は仕事と家事・育児・介護などの生活の両立に悩みを抱える人が多く見られ、それが少子化につながり、ひいては人口減少に拍車をかけることにもなることから、官民一体となってワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組むことが必要です。

雇用・労働の場においても男女の雇用機会の均等と待遇の平等を確保し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)および個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、農業や自営業などの経営形態においても男女共同参画の促進を図る必要があります。

主要課題1 家庭における男女共同参画

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

(2) 子育て支援の充実

- 子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。

(3) 介護支援の充実

- 高齢者が地域で安定した生活ができるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

主要課題2 労働の場における男女共同参画

【施策の方向】

(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

- 仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を図ります。

(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善

- 雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の再就職支援や職業能力開発の促進に努めます。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進

- あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用を推進するとともに、指導的地位につき活躍する人材の育成を図ります。

(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性団体や女性グループに対する支援・育成に努めます。また、農業における男女のパートナーシップの確立に努めます。

基本目標Ⅴ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要です。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

【施策の方向】

(1) 高齢者・障害者施策の充実

- 高齢者や障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

- 災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取り組みについて支援を行います。

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康支援

- 生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、生涯を通じた健康支援を進めます。

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

- 女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。



男女共同参画
のシンボルマーク



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



カエル! ジャパン
Change! JPN

ワーク・ライフ・バランスの
シンボルマーク

問い合わせ先

茂原市企画財政部企画政策課 TEL 0475-20-1516 FAX0475-20-1603
kikaku2@city.mobara.chiba.jp <http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>